

## 厚生労働大臣が定める揭示事項

管理者：森 哲

保健医療機関：当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

指定医療機関：生活保護法指定医療機関 指定難病医療機関 労災保険指定医療機関

近畿厚生局への届出事項

・基本診療料の施設基準等：電子診療情報連携体制整備加算 3

短期滞在手術等基本料 1

・特掲診療料の施設基準等：硝子体茎頭微鏡下離断術・コンタクトレンズ検査料 1

外来・在宅ベースアップ評価料（I）

当院は医療DX推進の体制に積極的に取り組んでおり、

診療報酬明細書の無料交付を行っております。